東京都北区立桐ケ丘郷小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和８年６月１８日策定

本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号)」第 13 条に基づき、また文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針（令和 5 年改定)」等の趣旨を踏まえ、東京都北区立桐ケ丘郷小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」の未然防止・早期発見・早期対応および再発防止を目的として策定するものである。

１ いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、全教職員がいじめに対する共通理解をもつ。また、「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る」という認識のもと、全児童を対象として未然防止に組織的・計画的に取り組む。

さらに、児童の発達段階や特性を踏まえ、いじめを生まない学級・学校風土の形成（心理的安全性の確保、人権尊重の徹底）に努める。

２ いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等から構成される「いじめ対策委員会」を設置し、組織的対応を行う。

必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関とも連携し、早期対応・継続支援を行う体制を整える。

３ いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

特に以下を重点とする。

・教育活動全体を通じた人権教育・道徳教育の充実

・情報モラル教育の体系的推進（SNS 等含む）

・定期的なアンケート・教育相談・面談の実施

・児童理解に基づく学級経営の充実

４ 教育委員会や関係機関等との連携

（１）重大事態が発生した場合、またはその疑いがある場合には、速やかに北区教育委員会へ報告し、調査・対応について指導・助言を受ける。保護者からの申立てがあった場合も同様とする。

（２）いじめが犯罪行為として扱われるべき場合、または児童の生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、所轄警察署等と連携し適切に対応する。

（３）児童相談所、医療機関、スクールカウンセラー等の関係機関との連携を強化し、組織的支援を行う。

５ 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合には、速やかに事実関係を保護者へ説明する。

・被害児童及び保護者への支援

・加害児童及び保護者への指導・助言

・必要に応じた継続的な支援体制の構築

また、学校として把握した情報は適切な範囲で共有し、再発防止に努める。

６ 懲戒権の適切な行使

学校教育法第 11 条の規定に基づき、教育的配慮のもと、いじめを行った児童に対して必要な指導・懲戒を行う。

その際は、単なる処罰にとどまらず、行為の背景理解と再発防止、社会性の育成を目的とする。

７ 学校評価の実施

いじめ防止への取組について、学校評価（自己評価・学校関係者評価）を実施し、その結果を公表する。

評価結果は、改善策の策定および次年度の教育活動に反映させる。

８ 令和 5 年改訂の要点

（１）いじめの積極的認知の徹底【見逃しゼロ重視】

・「疑い段階でもいじめとして認知」

・軽微に見える事案も組織で対応

（２）組織的対応の徹底

・担任任せにしない

・「いじめ対策組織」で必ず対応

・記録・共有・検証を徹底

（３）重大事態対応の厳格化【教育委員会への迅速報告が必須】

・児童の生命・心身に重大な被害

・長期欠席

・保護者申立ても含む

（４）いじめの「解消」定義の明確化

・いじめは次の 2 条件を満たして初めて「解消」と判断

① 行為が止んでいる状態が 3 か月以上継続

② 被害児童が心身ともに回復傾向

（５）SNS・ネットいじめへの対応強化

・スマホ・SNS トラブルを明示的に対象化

・情報モラル教育の必須化

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

Ⅰ 学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○個々の価値観等の理解（道徳・特別活動・総合） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特別活動・総合） ○奉仕的体験活動への積極的取組	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人でいる児童への声かけ ○個別面談や児童対象のアンケートによる情報収集（ふれあい月間：6月・10月・2月） ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○スクールカウンセラー、関係機関（警察、児童相談所等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

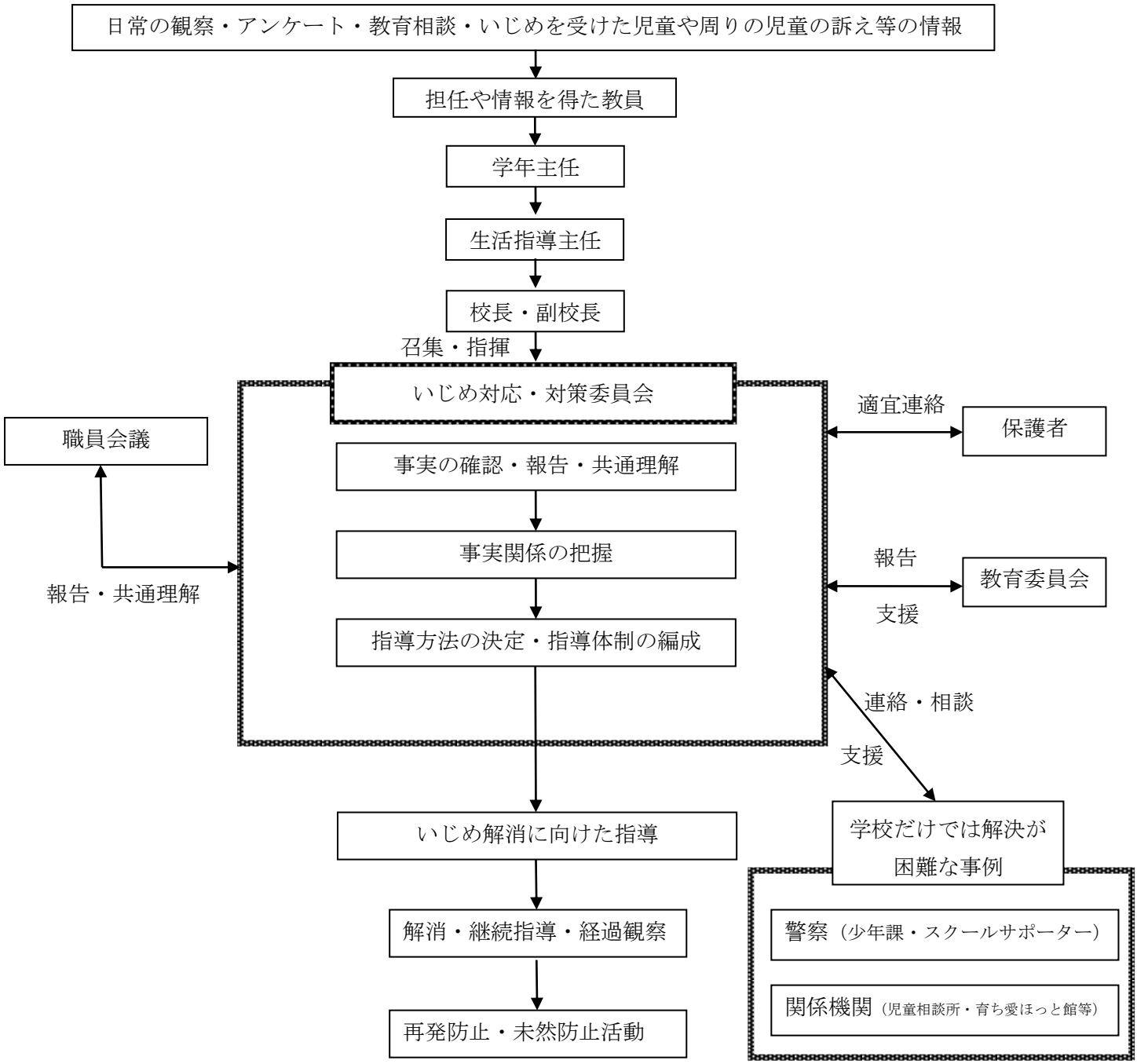
Ⅱ 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等） ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

東京都北区立桐ケ丘郷小学校

令和８年６月１８日策定



＊上記の例は、対応のあり方の基本を示しているものであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

〈生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合〉

＊速やかに教育委員会や警察等の関係機関に報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。